

令和5年第3回定例会議案審査特別委員会会議録

令和5年9月12日 午後1時22分 開 議

出席委員

委員長	来栖丈治
副委員長	小倉博
委員	矢口龍人
委員	佐藤文雄
委員	岡崎勉
委員	設楽健夫
委員	櫻井繁行
委員	小倉博
委員	久松公生
委員	櫻井健一
委員	鈴木貞行
委員	服部栄一
委員	石澤正広
委員	鈴木更司
委員	塚本直樹
委員	井出有史

欠席委員

なし

出席説明者

教 育 長	井 坂 庄 衛
市長公室長	横 田 茂
総 務 部 長	中 泉 栄 一
市 民 部 長	根 本 和 幸
保健福祉部長	幕 内 浩 之
産業経済部長	松 延 孝 之
都市建設部長	廣 原 正 則
教 育 部 長	坂 本 重 男
議会事務局長	金 子 俊 文
消 防 長	片 岡 修
情報政策課長	稲 生 政 次
総 務 課 長	羽 成 英 明

検査管財課長	岩井雄一郎
税務課長	小泉一司
地域コミュニティ課長	齋藤裕之
環境保全課長	越渡貴之
市民課長	小山久生
介護長寿課長	川原場宗徳
子育て支援課長	関克明
農林水産課長	元木義和
観光課長	斎藤隆男
都市整備課長	篠崎政彦
道路課長	酒井宏
学校教育課長	仲澤勤
スポーツ振興課長	由波大樹
予防課長	鈴木博行
総務部企画監	神野厚

出席書記名

議会事務局	宮城恭子
議会事務局	折本尚充
国保年金課	樽見結友
税務課	殿塚美紀

議 事 日 程

令和5年9月12日（火曜日）午後1時22分 開 議

1. 議案の審査

- (1) 承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号））
- (2) 議案第45号 かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第46号 かすみがうら市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第47号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第48号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第49号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第50号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）
- (8) 議案第51号 令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- (9) 議案第61号 調停の申立て等について

開 会 午後1時22分

○来栖丈治委員長

それでは、皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから令和5年第3回定例会議案審査特別委員会を開きます。

次に、書記を追加して指名します。

税務課、殿塚美紀君、国保年金課、樽見結友君、以上2名を追加して指名いたします。

ここで、昨日9月11日の本会議追加日程第1において、議案第61号が本委員会へ付託されましたことから、当該議案を加えた新たな審査予定表案を作成しましたので、お目通し願います。

ここで暫時休憩します。 [午後 1時24分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時24分]

お諮りいたします。

ただいまお目通しいただいた審査予定表案のとおり審査を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、議案審査関係資料につきましては、お手元のタブレット端末でご覧になれますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

それでは、審査予定表に基づき、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

ここで、執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。議案集及び議案概

要書等は、説明ページ番号を言ってから説明をされますようお願い申し上げます。また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、説明は単に数字を言うだけでなく、簡潔な説明並びに簡明な答弁をお願い申し上げます。

初めに承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、多数の部署にまたがる案件であるため、各部署への質疑を行い、本日審査予定の議会事務局の所管に係る部分の質疑が終わった後に、討論並びに採決することといたします。

それでは、承認第6号のうち、都市建設部の所管に係る部分を議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（廣原正則君）

それでは、承認第6号のうち、都市建設部道路課所管の専決処分事項の承認を求めることについて、道路課、酒井課長から説明をさせていただきます。

○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○道路課長（酒井宏君）

それでは、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号））のうち、道路課所管分についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

議案集21ページをお開きください。

15款2項5目1節222万3000円を計上するものです。

内容といたしましては、6月2日、3日の台風2号による大雨で被災しました根当地区の水路に架かる橋梁が国の公共土木施設災害復旧事業として認められたものです。負担割合は、国が66.7%、当市が33%となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

議案集22ページをお開きください。

8款2項1目10節需用費、01道路維持管理事業、管理用保安用購入費として30万円を計上するものです。

内容につきましては、6月2日、3日の台風2号による大雨で、市内各地の災害現場で管理用保安用品を使用したため、不足したことによるものです。

続きまして、11款4項1目14節工事請負費、01道路橋梁災害復旧事業として4600万円を計上するものです。

内容といたしましては、6月2日、3日の台風2号による大雨で、市内各地で起きました道路の法崩れ、橋梁の破損及び河川護岸の破損のうち、特に早急な対応が必要と判断した18か所の修繕料でございます。主な災害復旧箇所は、根当地内の橋梁の災害復旧工事、一の瀬川護岸の災害復旧工事、下土土地内の道路法面災害復旧工事となっております。

詳細につきましては、補足説明資料の承認第6号（専決）工事箇所一覧票をご覧ください。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、道路課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

歳入の国庫支出金の件については、根当地区の橋梁は国が66.7%で、33%は市のほうで負担しなきゃいけないんですか。

○道路課長（酒井宏君）

33%のうち、起債の95%を交付税措置ということで、実質の市の負担率は1.7%ということになっております。

○佐藤文雄委員

18カ所が災害を受けたとなっていますが、根当は。何番を言うんですか。

○道路課長（酒井 宏君）

ナンバー1になります。

○佐藤文雄委員

そのほかに、国からの災害復旧のための収入が県国支出金とありますよね。それから、地方債がありますでしょう、3420万円。これは、地方債で今やっているのは災害なんで緊急を要する。つまり、災害復旧のための工事ですから、起債をしたとしても、今言った交付税措置をされるということが前提になっているのでしょうか。そういう内訳なんかは分かりますか。

○道路課長（酒井宏君）

負担の割合なんですけれども、国が66.7%で、本市のほうで33.3%、33.3%のうち、起債の95%、31.6%交付税のほうで交付されるということになっております。

○佐藤文雄委員

いや、私は全体を言ったんだよ。4600万円の災害復旧のための工事があるでしょう。その中の国の補助と、あとは起債があるけれども、その起債は今言った数字ではないでしょう。

○道路課長（酒井宏君）

失礼しました。

こちらで説明したのは、ナンバー1の橋梁のみです。

以上です。

○佐藤文雄委員

ほかは全部一般財源なんですか。

○道路課長（酒井宏君）

一般財源となります。

○佐藤文雄委員

957万7000円が一般財源ということになっているんですが、これは災害の場合は何らかの対応というか、県も含めて、あとで補助ということは考えられていないのでしょうか。

全県的にありましたけれども、どういうふうに。これはもう市のほうでまるっきり持ち出しというのは仕方がないということなんでしょうか。

○道路課長（酒井宏君）

この橋梁の今回の認定を受けた箇所が、ちょっと橋梁ということで、申請にちょっと多くの時間を要してしまったことで、ちょっとほかのものの申請が間に合わなかったということが挙げられます。

○佐藤文雄委員

申請が間に合わなかったということは、本来であれば、それなりの手続をすれば国とか県からの補助を受けることができたということですか。

○来栖丈治委員長

暫時休憩します。 [午後 1時35分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時36分]

○道路課長（酒井宏君）

失礼しました。

すみません。今回の災害に関しては、本市のほうで申請しましたこの橋梁、この災害しか該当にならないということ、県と協議しまして、そのようなことになっております。

あと、ほかの災害については、今、起債のほうを申請しているところであります。

○佐藤文雄委員

起債を考えているということは、後づけで起債にすると、その起債そのものは災害ということになりますから、どういう起債なのか名称は分かりませんが、結果的にそれも後で地方交付税措置がされる中身になるんでしょうか。

○道路課長（酒井宏君）

委員のおっしゃるとおりです。

○佐藤文雄委員

そういう財源のことについても、やはりきちっと報告しないと、今の財源が心配ですから。やっぱりそういうところは、後で、この地方債はどういう地方債を使うのか、結果的にそれが何割ほど、何%交付税措置されるのかということも確認をしていただきたいと思いますので、その後でもいいですから、終わった後に報告、いつになりますか。

○道路課長（酒井宏君）

政策経営課と協議しまして、後ほど回答させていただきます。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

○櫻井繁行委員

18カ所の工事箇所1番目の根当地区の橋梁修繕に関連するんですけれども、これ6-0007号線で、地元住民の方々だったり、また、朝夕の通勤の方たちが結構多く、6号国道の渋滞によって使う方が多いと思うんですけれども、なかなか工事が進んでなくて、地元住民の方も不安になっているところもあると思うんですが、正直、いつ頃着工のめどがあって、竣工はいつぐらいになるのかお伺いします。

○道路課長（酒井宏君）

地元の方には大変ご迷惑をおかけしているところでございますが、契約のほうは終わりました、あと、あそこの橋の両側の田んぼ、あそこの土地をちょっと借用するようなことになりまして、明日、片面は稲刈りが終わったかと思うんですけれども、もう一本がまだ終わっていないかと思うので、そちらが終わってから、すぐに現場のほうに入るよう手はずしております。

以上です。

すみません。11月中には終わるかと思われます。

○櫻井繁行委員

朝夕、通勤・通学とかで農道を通る方が多いというお話も根当地区の方からお聞きしておりまして、稲刈りの時期と重なるとか、いろんな不安視があった中で、11月をめどに工事が竣工するというのを聞いて安心したんですが、改めて地元住民の方々にもそういった周知というのはされているのかお伺い

します。

○道路課長（酒井宏君）

工事業者も決定していますので、近々通知のほうは回すように手配します。

○櫻井繁行委員

まだやっていないというのが現状だと思いますので、ぜひ根当地区の方々だけに先に先行してでも、道路課としてその回覧を回させてもらうとか、そういった設えを取っていただきたいのと、また、保安設備についても、手前まで通行止めになるのか分からないような現状もあると思うので、その辺、これから請負業者が決まって工事着手になれば、業者のほうで行うと思うのですが、そういった保安設備等も事故のないように、6月からここまで来ていますけれども、また、さらになく周知徹底をして、安心安全に努めていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○道路課長（酒井宏君）

そのような形を取らせていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員

最後です。この18カ所、今回6月2日からの集中的な豪雨によつての災害だと思うのですが、全て既に工事を取りかかっているとか、発注して契約が終わっているとか、そういった状況にあるのかだけ確認させていただきます。

○道路課長（酒井宏君）

18件のうち、1番と5番、6番、7番、8番、12番が工事を発注済みでございます。

○来栖丈治委員長

暫時休憩します。 [午後 1時42分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時44分]

○道路課長（酒井宏君）

今まだ発注していないところは、設計なりそういったことを業者のほうにお願いしている段階でございます。

○櫻井繁行委員

ということは、まず1番、5番、6番、7番、8番、12番については、契約ないし工事が終わっていて、残りの12カ所になるんですか、そこについては、今後発注をして、しっかり取り組んでいくという解釈でよろしいんですか。

○道路課長（酒井宏君）

委員のおっしゃるとおりです。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

今の1番から18番までの着工、工事完了予定日、今の段階でそれが確定していないところについては、設計だとか含めて、そういう記載でもいいですから、一覧表を出してもらいたいんですが。

○道路課長（酒井宏君）

作成しまして、提出するようにいたします。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

それで、1番の上土田の件、これは地元の人からも様々な話がありますけれども、当時、通行止めについては、一部限定されたところへの通知というふうに話は聞いているんですが、通行関係の機関的な、そこに関係するところについては、回覧を回すとか、もう少し地元の人たち、あるいは使用する人たちに対して分かるように通知をしてもらいたいです。

もう相当の時間が経っていますから。いかがですか。

○道路課長（酒井宏君）

早急に対応したいと思います。

○設楽健夫委員

あともう一つ教えてもらいたいですけれども、上軽部と下軽部の間の道路が押し流されていたところがありますよね。それはこのどこに入るんですか。

○道路課長（酒井宏君）

担当が農林水産課になっております。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

○櫻井健一委員

すみません。ちょっとその質問とずれるんですけれども、道路維持管理に関する経費の30万円の中で、消耗品費30万円計上されていますが、これの内訳というか中身を教えてくださいませんか。

○道路課長（酒井宏君）

災害現場で、工事箇所にはコーンとかバーとか、そういった保安用品、夜明かりを灯して危険箇所を教えるような、主にそういったものを購入する予定です。

○櫻井健一委員

すみません。これは、使ったものを新たに補充するのではなくて、足りなかったものを、また新しいものを足りないということで新たに購入されるものがあるということですか。

○道路課長（酒井宏君）

委員のおっしゃるとおりです。

○櫻井健一委員

今までこのものはコーンとかがあったんですけれども、災害の規模によって足りなくなったので、その個数を増やすという意味ですか。

○道路課長（酒井宏君）

すみません。説明が不足しておりました。

そのとおりでございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

○矢口龍人委員

災害ということで、いつときに市内全域に今回災害が起こったというふうなことだと思うんですけれども、それで、官地と民地の境のところが今回崩れて、市道に土砂が流入したという状況があると思うんですけれども、その場合に、地元の人たちが自前でその土を撤去しました。撤去した、要するに工賃というか、そういうものに対して、市のほうで補償とかそういうのは考えていないんですか。

○道路課長（酒井宏君）

前回の台風のと看、今回もそうですけれども、考えてはなかったです。

○矢口龍人委員

どうして、要するにそういったものに対する経費を市で負担しないのかと、私、不思議に思うんですよ。

結局、皆さん自分ちの、要するに道路として使用しているところが、中間地点で土砂崩れがあつて車が入れないと。もう急いで、とにかく撤去して入れるようにしたいというような思いでやっているらしいんですよ。ところが、その手間は自分持ちだよというふうなことを言われているんですけども、その辺のところを、もう少し明確にしていったほうがいいと思うんですよ。

例えば民地で民道だったら、それは民でやっていいと思うんですけども、要するに市有地の土砂が崩れて私道にきた場合はどうだとか、それから、民地から市道に土砂が落ちた場合にはどうだとかという、そういうふういきちつと決め事をつくっておいたほうが、今後いろんな面でいいんじゃないかと思うんだよね。

だって、その能力があつてできる人はいいですけども、できない人はいつになつても通れるようにならないんですよ。ただ、取りあえず自分の知り合の建設会社さんに頼んで撤去しましたと、写真撮ったり、請求書もあるんだけども、どうしたらよろしいでしょうかというような市民の声もありますので、その辺のところ、ある程度きちつと決め事をつくっておいたほうがいいかと思うんだけども、いかがでしょうか。

○来栖丈治委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時51分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時54分]

○道路課長（酒井宏君）

なかなか難しいですけども、今後検討させていただきたいと思ひます。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第50号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、多数の部署にまたがる案件であるため、各部署への質疑を行い、本日審査予定の保健福祉部子育て支援課の所管に係る部分の質疑が終わった後に討論並びに採決することといたします。

それでは、議案第50号のうち都市建設部の所管に係る部分を議題といたします。

都市建設部から、特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（廣原正則君）

それでは、議案第50号のうち、都市建設部道路課所管の補正予算について、道路課、酒井課長から説明をさせていただきます。

○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○道路課長（酒井宏君）

それでは、議案第50号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）のうち、道路課所管分についてご説明いたします。

議案集43ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

8款2項1目10節需用費、01道路維持管理に要する経費、修繕料として1350万円を計上するものです。

内容といたしましては、6月2日、3日の台風2号による大雨で、市内各地で被害があった箇所の災害復旧に係る工事費を同科目から支出したため、修繕料が不足したことによるものです。修繕箇所は14か所となります。

詳細については、補足説明資料の議案第50号（補正）工事予定箇所一覧票をご覧ください。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、道路課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

同じく、やっぱり財源のほう、これ一般財源だから、今言ったように災害でしょう。だから、いずれにしても起債をして、どういう起債になるか分かりませんが、その予定であるということですよね。最終的にそれが、一般財源は幾らなのかということは、今のところは分からないけれども、いずれにしてもそういうふうな処置をするという予定を前提にして、これを計上したというふうに理解してよろしいですか。

○道路課長（酒井宏君）

これは災害ではないので、そういった起債の対象にはならないので、当初予定していた修繕箇所が災害でそちらの予算を使ってしまったので、本来やるべき工事箇所ができなくなってしまったので、そこを本来やるべきところから抽出して、14か所で補正を計上させていただいたものです。

○佐藤文雄委員

これは災害じゃなくて、これまで予定していたもので、予算が足りなくなったということで、この措置をしたということですね。

○道路課長（酒井宏君）

委員のおっしゃるとおりです。

○佐藤文雄委員

分かりました。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

それでは、道路課に対する質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

それでは、都市整備課所管の補正予算についてご説明をさせていただきます。

まず初めに、債務負担行為補正からご説明をさせていただきます。

議案集35ページをお開きください。

債務負担行為の追加補正に係る事業、都市計画マスタープラン見直し及び用途地域の変更と検討業務につきましては、市街化区域におけるＪＲ神立駅周辺地域の市街地の活性化や発展につなげるため、民間活力による土地利用を推進していくことにより、地域経済の好循環が期待され、その波及効果による駅前及び神立停車場線沿線などにおけるにぎわいのある市街地形成が図れるものと考えております。

そのため、周辺地域の土地利用を促すため、その基本となる用途地域の変更の検討と都市計画マスタープランの一部見直しを併せて行っていく内容でございます。

今後の予定といたしましては、補正予算議決後、速やかに業者選定等手続を進め、都市計画マスタープランの見直しと並行して、用途地域の変更手続につきまして、令和６年度末の完了を目指して進めてまいります。

なお、歳出予算につきましては、業務完了後の支払いとしていることから、令和６年度の当初予算に限度額の欄に記載の920万7000円を計上させていただきたいと考えておりますので、併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、歳出予算の減額補正についてご説明させていただきます。

議案集は43ページ、議案概要書はタブレット端末14ページをお願いいたします。

説明は議案集にて説明をさせていただきます。

８款４項２目都市計画推進費、01都市計画推進事業、0101都市計画調整に要する経費の減額でございます。

内容といたしましては、先ほど債務負担行為の補正でご説明いたしましたが、今後、令和６年度末を目途に用途地域の変更を予定しておりますことから、今年度予算措置しておりました委託料、都市計画図の修正業務につきまして、令和７年度以降に見送ることといたしまして、減額をするものでございます。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、続いて、都市整備課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

すみません。都市計画マスタープランの見直しということですが、駅前の停車場線のどこの場所の何の用途のところを何に変えていくとか、そういう具体的なことというのは示せるのでしょうか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

都市計画マスタープランの一部見直しといたしましては、市街化区域を想定してございます。その市街化区域の、加茂工業団地を除く市街化区域ということで考えております。

それと、用途地域につきましては、方針決定するに当たりまして高度な専門知識を必要とすることから、今後委託を予定しております受託者のほうの助言をいただきながら、どのような用途地域にするかということも含めて検討するという内容でございます。

○櫻井健一委員

加茂工業団地というのは旧出島方面の加茂工業団地のことですね。神立停車場線沿いの住宅地のところが、用途が何の用途に変えていくのかということところは、今の段階では分からないので、専門的な知識の人に聞くためのということなんですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

委員のおっしゃるとおりなんですけれども、神立停車場線の沿線につきましては、第一種住居地域、神立停車場線から両脇30メートル区間につきましては、第一種住居地域になっております。そちらから、今度、土浦方面、いわゆる南側、そちらにつきましては、第一種中高層住居専用地域という形となっております。

先ほどお話のとおり、どういう用途にしていくなかにつきましては、今後、業者委託をした中で検討していくということで考えております。

以上です。

○櫻井健一委員

第一種中高層住居専用地域だと地域の発展を妨げてというか、発展の妨げのおそれがあるので、地目を変えていこうというような検討をされるということですか。そのままの地目ではできないことがあるということなんですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

今後、民間事業者の力を借りる中で、いろいろな可能性を検討していくというところもありますので、現在の第一種中高層住宅専用地域では、やはり制限がありますので、そういうところも含めて検討していきたいと思っています。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

今回の債務負担行為というのは、簡単に言うと、とにかく年度内に発注したいと。来年度の予算に計上すると。ですから、920万円になるかどうか分かりませんが、これが上限として、来年度の予算に計上する予定ですよということですよ。

それと併せて、それが先行するものだから、この330万円、これはそれが出来上がった後の令和7年度に改めてこの修正図をやっていくという理解でよろしいですね。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

佐藤委員のおっしゃるとおりです。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

○櫻井繁行委員

都市用途地域の変更のための業務委託で920万7000円、こんなに、正直言うと、都市計画マスタープランを変更するために費用をかける必要があるのかなというふうに思うんですが、この都市計画マスタープランを変更することによって、立地適正化計画も2本柱で、ダブルスタンダードでずっと来ていると思うんですが、そちらの変更というのは生じないんですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

今回、都市計画マスタープランということで、市の都市づくりの総合計画ということとなっております。

そこで、今回、その中でも特に用途地域の変更の検討をしていくという中でおりますので、今回の部分につきましては、立地適正化計画の改正までは至らないということで認識しております。

○櫻井繁行委員

この業務委託、これから補正を組んで、可決承認されれば入るんでしょうけれども、これはどういっ

た契約というか入札ですよ。こういった形でやっていくのか伺います。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

今回、この債務負担行為、承認をいただきましたら、速やかに業務委託を発注いたしまして、11月の契約の締結を予定はしているところです。

契約の方法といたしましては、一般競争入札で予定をしております。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

（発言する者なし）

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第50号のうち、産業経済部の所管に係る部分を議題といたします。

産業経済部から、特に補足説明等はございませんか。

○産業経済部長（松延孝之君）

農林水産課、元木課長からの説明とさせていただきます。

○来栖丈治委員長

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○農林水産課長（元木義和君）

それでは、農林水産課所管分について説明させていただきます。

議案集40ページをお願いします。

歳入につきましては、16款2項4目農林水産業費県補助金として242万4000円ですが、内容としては、県単土地改良事業補助金174万4000円で、こちらは事業費の2分の1分の補助、それと、儲かる産地支援事業費補助金68万円で、こちらが事業費の3分の1分の補助となる県補助分の計上となっております。

続いて、歳出につきましては、42ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費、説明欄の0102園芸振興に要する経費として102万円ですが、県補助の儲かる産地支援事業費補助金を活用し、認定農業者の方が農薬散布等に利用するドローンを先端技術の導入事業として実施するものです。県が事業費の3分の1を、市が事業費の6分の1を負担するため、県と市の補助分を予算計上するものです。

次に、6款1項5目土地改良費、説明欄の0105土地改良に要する経費として348万8000円ですが、県補助の排水路整備工事4カ所と農道整備工事1カ所の設計額等が確定したため、不足する額の補正予算を計上するものです。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

ドローンを使った園芸振興と、これは予定されているのでしょうか。そういう申請があつて初めてこれが計上されると思うんですが、いかがですか。

○農林水産課長（元木義和君）

こちらにつきましては、県補助を使ってドローンを購入したいという方が、県のほうを通しまして市のほうにお願いがありまして、事業内容、県補助に該当するということで、今回補正予算を計上させて

いただいております。

○佐藤文雄委員

何人。

○農林水産課長（元木義和君）

1人となります。

○佐藤文雄委員

続いて、排水路整備工事は、不足する分を補填することなんですか。今、4カ所と1カ所ということをしていましたが、それは分かりますか。それは明細ありますか。

○農林水産課長（元木義和君）

こちらの4カ所については、今、場所的には分かりますが、補正予算、この前、災害で2カ所補正分を予算要求させていただいたと思うんですが、そちらが下軽部地区の排水路と岩坪・根土地区の排水路が大雨で被害に遭って、工事が必要になって、前回の補正予算で計上させていただいたんですが、そのほかに安食・岩坪地区の農道整備、穴倉地区の排水路整備、牛渡地区の排水路整備、こちらは当初予算に計上していましたが、設計のほうが出来上がりまして、この全部の地区の設計額を入札にかけるために計算した中で不足分が出たということで、今回補正をさせていただいている状況です。

○佐藤文雄委員

後でその4カ所と1カ所が分かるように資料をつくっておいていただけますか。

○農林水産課長（元木義和君）

そちらについては作成させていただきたいと思いますが、まずは設計額なんで、入札ですと、今後入札差金が出たり、もしくは変更設計を伴う場合がありますので、今後また補正する可能性もあるということで、お願いしたいと思います。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

先ほどの果樹関係のドローンというふうな話がありましたけれども、これは果樹関係でドローンというのを私も初めて聞くんですけども、どういうふうにするんですか。

○農林水産課長（元木義和君）

こちらにつきましては、認定農業者1名の方がグラジオラス、カンショ等の栽培をしている方だと思うんですが、面積が増やせない状況でなかなか大変ということで、ドローンを導入して空中からの農薬散布を行うことで労力を軽減し、作付面積を増やしたいというようなことで、県のほうを通してこちらにお願いがあったという形です。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

（発言する者なし）

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○観光課長（斎藤隆男君）

それでは、議案第50号 一般会計補正予算（第6号）のうち、観光課所管の補正予算について説明さ

せていただきます。

議案概要書は14ページ、議案集は42ページをお願いいたします。

7 款商工費、1 項商工費、4 目観光施設費、01観光施設等管理運営事業533万7000円。

議案集の43ページをお願いいたします。

0101雪入ふれあいの里公園管理運営に要する経費32万6000円です。

前年度、令和4年度分の指定管理委託におきまして、電気料の高騰により、市が委託料に含め光熱水費として支払う委託料に不足が生じていることから、過年度分として委託料を追加して支払うものとなります。燃料費高騰などの影響による電気料の高騰については、年度中において先が見通せないことから、年度末に事業が完了し、精算した上で、電気料の高騰による不足分、差分を支払うことで調整を行ったものとなります。

続いて、0103交流センター管理運営に要する経費79万6000円、同じく、0104水族館管理運営に要する経費276万5000円、この2件についても、先ほどの雪入ふれあいの里公園管理運営に要する経費と同様に、前年度、令和4年度の電気料について精算を行うものとなります。

続きまして、0106農村環境改善センター管理運営に要する経費145万円、農村環境改善センターにおいて、宿泊や施設利用の貸出しに伴い、管理人をシルバー人材センターから派遣をいただく委託を行っておりますが、近年の利用状況と比較しまして、今年度は宿泊等の利用が当初の見込みより多くなっていることから、今後の委託費に不足が見込まれるものですから、増額を行うものとなります。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、続いて、観光課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

農村環境改善センターの管理運営に関する経費でシルバーの方を頼んでいるということなんですが、宿泊が多くなると出費が多くなるということは、宿泊の予約があったときに対応するような方をその都度ということで、値段が変わるということによろしいですか。

○観光課長（斎藤隆男君）

委員のお見込みのとおりでして、宿泊予約等が入ったタイミングで、管理人としてシルバーの方を派遣いただいているので、通常、今までは固定の方をずっと雇い入れていたんですが、今現在はシルバーで、そのタイミングで来ていただいているという状況でございます。

○来栖丈治委員長

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩させていただきたいと思います。

再開は2時30分からの再開とさせていただきます。

暫時休憩いたします。 [午後 2時22分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時30分]

先ほど、道路課の追加資料の件でございますが、委員の連絡事項で使っているガルーンに掲載報告することによろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

よろしくお願いいたします。

それでは、会議に移ります。

次に、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてのうち、教育委員会の所管に係る部分を議題といたします。

教育委員会から、特に補足説明等はございませんか。

○教育部長（坂本重男君）

補足説明につきまして、スポーツ振興課長からご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○来栖丈治委員長

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

それでは、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして、スポーツ振興課が所管するものについてご説明申し上げます。

議案概要書は5ページ、議案書につきましては13ページをお開きください。

専決処分の理由としましては、本年6月2日に発生しました大雨により第2常陸野公園法面の復旧工事に係る経費等に関し、早急な予算措置を講ずるため、令和5年度一般会計予算補正予算案（第5号）により補正を行ったものでございます。

続きまして、議案集22ページをお開きください。

11款災害復旧費、5項2目14節工事請負費、0102体育施設災害復旧に要する経費としまして200万円を計上してございます。

今回の工事内容につきましては、第2常陸野公園南側の法面の一部において土砂が流出する事案が発生したことによる本復旧工事でございます。現在、応急措置としまして、1トン用のフレコンバッグ13袋の設置とブルーシートによる仮復旧状態となっておりますけれども、今回の復旧工事では、ブルーシートの撤去と法面整形及び種子が付着してある植生シートによるのり面保護工事270㎡を行うもので、今後の秋の降雨時期に迅速に対応するため、現在、同公園の緑地管理業務委託を請け負っております委託業者と契約を締結し、現在、工事を進めているところでございます。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、スポーツ振興課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

財源のほうについては全て一般財源になっていますが、これは何らかの起債とかそういうことは考えていなかったんですか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

財政部局とも協議したところ、今回、一般財源ということでお話がありましたので、我々としても一般財源で対応したところでございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第50号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）のうち、教育委員会の所管に係る部分を議題といたします。

教育委員会から、特に補足説明等がございますか。

○教育部長（坂本重男君）

学校教育課長より補足説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○来栖丈治委員長

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○学校教育課長（仲澤勤君）

それでは、学校教育課から議案第50号、補正予算（第6号）について説明をさせていただきます。

議案書は32ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正でございます。

この通学用自転車無償貸出業務委託に係る業者から自転車をリースします期間、令和6年度から令和
.....

[「35」と呼ぶ者あり]

○学校教育課長（仲澤勤君）

すみません。失礼します。議案書の35ページをお願いいたします。

令和6年度から令和11年度までの債務負担行為を追加するものでございます。

タブレットで事業内容を説明させていただきます。

この事業は、今年度実施しています通学用自転車の購入補助事業に代えまして、次年度から実施するものでございます。通学する生徒の保護者の経済的負担軽減を図る目的としてございます。対象者は、市立の中学校または義務教育学校後期課程において自転車通学をする生徒で、かつ、バス通学の登録者でない令和6年度入学の7年生及び8年生、9年生で、今年度実施しました自転車購入補助を利用していない方が対象となります。

事業の期間は、令和6年度から令和11年度の6年間の第1期といたしまして、中学生の3年間の2回転、2サイクルするということを想定してございます。

借り上げた自転車は、年1回のメンテナンス、9年生の卒業後は必要なブレーキやタイヤ等の消耗品を交換いたしまして、新たな新入生に貸し出すということでございます。

限度額は2019万6000円となっております。この資料では、2047万6500円となっておりますが、これは今年度、この後ご説明しますが、補正予算を含めた73カ月分の数字を記載してございます。

この令和6年度からを事業1期目としていたしまして、3年間これを繰り返すことで、3学年全ての生徒が無償で貸出しを受けられるということになる事業でございます。

次に41ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

2款1項5目財産管理費、説明欄0203の旧小学校施設管理に要する経費において、修繕料49万1000円を追加させていただくものでございます。

こちらタブレットに、分かりにくいので資料を用意いたしました。

旧七会小学校の敷地の一部、215番地でございますが、こちらが隣接地主217－1番地の方の民有地となっていたというものです。このことは、昨年度実施しました確定測量時に判明いたしまして、土地所有者と協議を進めていたわけですが、寄附をいただくということで、おおむね合意を得ていたものが、本年6月に台風2号による記録的な大雨によりまして、隣接地主の学校側の土地、この赤色の部分で崖崩れが発生してしまっただけで、その学校敷地となっている地主の土地と合わせて、崖の改修工事を行いたい旨のお話がありました。

このことから庁内で協議いたしまして、学校敷地となっていた部分と隣接地214番地を青色で着色していますが、ここを等積で交換するというので話を進めております。このことによりまして、土地の中に存する学校の施設、資料の1ページですが、この青色で着色している丸囲みの部分、この中にある学校施設を撤去するための補正でございます。

続いて、43ページでございます。

10款2項1目小学校管理費、説明欄0202小学校給食管理運営に要する経費において、昨今の物価高騰により食材購入予算に不足を生じることから、給食費に433万4000円を増額させていただくものでございます。

資料は、学校給食の考え方について説明をさせていただきます。

学校給食費は、学校給食法第11条に規定され、学校給食に要する経費のうち、本市では、管理運営に要する経費として光熱水費を含め市負担としております。

また、それ以外の部分、つまり食材の部分でございますが、その部分が保護者負担となっております。現在の徴収額は、小学校児童で月額4,100円、中学生生徒及び教職員等が4,600円でございます。

2ページ以降は、今回、増額補正の根拠となる保護者負担の試算について記載がしてございます。

簡潔に申し上げますと、急激な物価高騰の始まりました令和3年度と本年度、令和5年度を比較しまして、牛乳や主食の固定購入価格、こちらの増額分と、これに付随します副食分、いわゆるおかず代の令和3年度と今年度比較の消費者物価指数の上昇分の11.6%を乗じた金額を合算いたしまして、さらにこれらを令和3年度の1食当たりの単価に合わせたものが、一番下にありますように、小学校で270円、中学校で300円となるものでございます。

これを、次の4ページの(3)になりますが、この1食当たりの単価に今年度の給食の提供回数を掛けまして、年間11か月、夏休みを除きます11か月徴収しているということで、それで割り返したものが、月額小学校児童で約4,800円、中学校で5,300円となるものでございます。

今回の改定時期は、本年の10月1日といたしまして、今回の改正によります児童・生徒分につきましては、今回増額する金額と現在徴収している金額の差、月額700円となるわけですが、これについて保護者負担軽減の観点から公費負担といたしたく、今回の増加分について補正をさせていただくという内容でございます。

続きまして、0401小学校施設整備に要する経費におきまして、本年度予定しておりました霞ヶ浦北小学校の屋内運動場のLED照明交換工事のための現地調査の際に、調査を行った事業者から屋根の雨漏りがLED故障の原因の可能性があると指摘を受けました。

そのため、当該工事を取り止め、屋根の防水工事を先行して行いたく、補正をさせていただくものでございます。

先送りしますLED交換工事の減額分が1009万8000円、今回先行して実行します屋根の防水工事の増加分が3526万6000円、その差額2516万8000円を今回補正させていただくものでございます。

続いて、44ページ。

10款3項1目中学校管理費の説明欄、0102中学校安全推進に要する経費におきまして、12通学用自転車無償貸出業務委託28万1000円を増額するものでございます。

先ほど債務負担行為のところで説明した事業でございまして、新入生が令和6年度からの事業の本格実施前に準備や練習期間が設けられるよう、令和6年3月から貸し出せるように、1か月前倒しして貸せるように追加補正をさせていただく内容でございます。

その下10款3項1目中学校管理費の説明欄、0202中学校給食管理運営に要する経費におきましては、228万2000円を増額する内容でございます。

理由は、小学校と同様でございます。

その下が、0402下稲吉中学校施設整備に要する経費、こちらで下稲吉中学校の屋内運動場新築工事の中で、同中学校に建設予定でありました給食センターに係る地質調査を屋内運動場の整備事業の中で、武道場跡地に進める予定でございましたが、給食室を自校方式の整備に改めたため、今回の屋内運動場の新築工事の中で行わず、この後行われる個別工事、自校方式の整備工事でございますが、その際に実施していくということで、委託料の792万円を減額させていただくものでございます。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、学校教育課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○久松公生委員

今、説明の中で、通学用自転車シェアリング事業のご説明ありましたが、確か今年の5年に新しい自転車通学車両の助成購入助成が始まったと思うんですが、実際どのぐらいにかかったのか、ちょっと分かれば教えていただけますか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

すみません。手元に資料がございませんので、後ほど取りまとめてご報告をさせていただきます。

○久松公生委員

分かりました。

なぜお聞きしたかと申しますと、今年始まったばかりで、どのぐらいの利用があったのか、まず正確な数字が知りたかったのと、今回提案された中で、シェアリング、6年間利用するということで2019万6000円ということなんですが、ちょっとその比較等したいと思ひまして、お聞きしました。

それは後ほど分かれば教えていただきたいと思います。

そしてまた、もう一つ、この条件の中には、市内の市立中学校、義務教育学校というふうになっていますが、今、市内の子どもたちには中高一貫の中学校とか、串立の中学校とかに通っている子どもたちもいると思うんですが、そういったのは今回は対象となっていないんでしょうか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

市外の中学校等へ通う方の対応ということかと思うんですが、それについては、今回の事業の対象とはしてございません。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

○久松公生委員

それからもう一つ、事業内容のところで、これに伴い、今までの購入費の2分の1とか、徒歩通学の9,000円等は廃止するということですが、何とも言えないところですが、リースをしたくないとか、そういった方は自転車を補助金なしで買うしかないということによろしいんですね。

○学校教育課長（仲澤勤君）

今回の自転車を借りない方については自費で購入していただくような形になるかと思います。

○久松公生委員

すみません。最後にもう一つお聞きします。

リースですので、どういうことが、これから細かく決めていくんでしょうが、もし自転車をパンクとか、そういった故障、またはそういった転倒したときの対応といいますか、それはどういうふうに考えているんでしょうか、お聞きします。

○学校教育課長（仲澤勤君）

基本的に、個人が壊したりとか故障したものについては、個人負担で修繕をしていただくという考えでございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

最初に、自転車リース6年間の仕様といいますか、それはどういうふうになっていますか。

○来栖丈治委員長

暫時休憩いたします。 [午後14時52分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後14時53分]

○学校教育課長（仲澤勤君）

今回の事業の仕様でございますが、自転車を業者からお借りしまして、その中にはメンテナンスという部分、年1回のメンテナンスが含まれていて、さらに、3年で更新というか、次の世代に譲るわけなんです、そのタイミングで、必要な消耗品、タイヤ、ブレーキ等、あとはそのほか危険であればそういったものも交換する、そういったものも含めてリース事業の中に入っているという内容でございます。

○設楽健夫委員

そうしますと、まず最初に、自転車の耐用年数は何年という条件で出していますか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

耐用年数というか、そのリース期間、6年間は当然業者として貸出を担保していただくということで、そこは間違いなく履行していただくという考え方です。

○設楽健夫委員

ということは、保証6年間ということでよろしいですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

言い換えれば、その6年間は、業者のほうが確実に自転車が使える状態にするというものでございます。

○設楽健夫委員

その6年間の保証内容で、保証内容について、これ入札に入っていく場合に、6年間の保証内容の基本的な中身については設定されていますか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

今回の案件ですが、一般競争には付さずにプロポーザル方式ということで、事業者からの提案というものを交えた中で業者選考をしていきたいと考えてございます。

○設楽健夫委員

もう一つ。

従来の中学生用の自転車購入の場合には、T Sマークが入っていましたけれども、今回はそのリースの中にT Sマークの料金も入っていますか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

今回、今まだ最終的な仕様というのは固まってはいないわけなんですけど、現在、考えている中では、T Sマークを含めたもので発注したいと考えてございます。

○設楽健夫委員

そのT Sマークのレベルがあると思いますけれども、それはどういうレベルか。例えば、赤とかブルーとかありますね。

○学校教育課長（仲澤勤君）

T Sマークが今、3種類あるわけなんですけど、実際にはまだここという形で決定はしていません。

一つ考え方としては、プロポーザル方式なので、ある程度その事業者からの提案というもの、その中に含まれるのかなということもございまして、そのことを含めて、今後、仕様というものを取りまとめていきたいと考えてございます。

○設楽健夫委員

現在の中学校用の自転車といった場合に、このリムも、アルミかステンレスで大きく変わってくる内容があると思いますけれども、その選定はどういうふうにしていますか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

まだその仕様の詳細というのが確定していないので、ちょっとこの場ではお伝えできないのですが、その辺もうちょっと勉強して、一番安全性の高いものを検討したいと思います。

○設楽健夫委員

リース金額の結果が出ていて、この中身が詰められていないということも非常に大ざっぱな内容だと思いますけれども、もう一つは、最近の中学生の自転車、私も今日はずっと見てきたんですけど、駆動部について、チェーンの自転車というのは非常に少ない。ほとんどがベルト使用になっている。こういうところも具体的なリース仕様の中には入れていくつもり、まだ検討されているのかいなのか分かりませんが。

○学校教育課長（仲澤勤君）

その自転車の、実際にする駆動がベルト方式だというのは、私も現場で見て、ほとんどがそれだという確認はしてございますので、その辺についても仕様の中に盛り込んでいければ、再度、検討しながら進めたいと思います。

○設楽健夫委員

非常に大ざっぱすぎるんですけども、中学生の自転車のタイヤ、これについては、大体26インチと27インチなんです。27インチは、これは来年入ってくる子どもの体格だとかそういうものを合わせれば、そういうものは調整、選択する必要があると思うんですけども、これはどういうふうな、それも含めてこれからということなのかどうか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

自転車のタイヤのサイズでございまして、26、27インチというのを大体の中学生が使っているということで、更新ということで3年後に新たな人に貸すということを考えた場合に、やはり大きいのでは乗れない場合があるので、そこについては26インチで統一しようという考えでございます。

○設楽健夫委員

その辺は、今の6年生、調整していきませんと、実際の購入に際しては自転車のタイヤの26、27インチというのは重要な選択になりますからね。むしろ27インチ、この辺は具体的なニーズといいますか、そういうもので想定していきながら、今後ずっと継続していくとするならば、その調整は必ず必要になってきますから、その調査が必要というふうに思いますけれども、いかがですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

先ほどと同じ答弁になってしまうんですが、その更新ということを考えたときに、やっぱりワンサイズでいきたいというのが今、事務局として考えていることでございます。やはり小さいほうの26インチの1サイズで進めたいと考えてございます。

○設楽健夫委員

これは、よく現場の中学校とかそういうところとの調整も、きちっと市場調査をしないと。新しい取組になるので慎重に、26インチからということで、決めつけてやるということについては、これはいかがなものかというふうに思いますけれども。

○学校教育課長（仲澤勤君）

その辺、細かな部分もあろうと思いますが、その現場をよく知っている学校と調整をしながら進めてまいりたいと思います。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

あと2つで終わりにしますから。

ネットで中学生自転車というふうに引っ張ってきますと、この荷台だとか前かごだとか、そういうものはついていない。リースの中にそれが含まれているのか。あるいは、無償で借りられる子どもたちが負担しなければいけないのか、この辺についてはどうなっているのか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

前かごと後ろの荷台でございますが、それらはつける予定で考えてございます。

○設楽健夫委員

今は自転車、中学生の雨合羽なんかはサービスでついてくるような話も聞いていますけれども、一番最後の質問になります。修理については、今日も霞ヶ浦中学校の校長先生ともちょっと話したんですが、今は、近くの自転車屋さんに電話をすると、パンクにしる様々な修理にしる、すぐ地元の自転車屋さんが来て、授業中に全部直してくれるというふうになっています。

〔「すばらしい」と呼ぶ者あり〕

○設楽健夫委員

千代田中学校においても、恐らくそういうような形で、組合があるので、そういう対応になっていますけれども、このリース契約をしていく上で、本体リースをしていく業者が、実際の現場の修理をどういうふうにしていくのか。今は、出張費だとか引上げ費は無償になっていますけれども、今後は有償になっていくのかということを含めて、周りの自転車業界の対応も大きく変わってきますから、その辺のいわゆる本体リースと実際の修理を、学校の近くの業者との連携は、どうしてもやはり必要になってくるというふうに思うんですが、どこが受注するにせよ。

その修理関係については、どういうふうな形で想定していますか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

先ほど、久松委員からも問われた質問ですが、修理については、基本的に個人負担という形になりま

すので、その借りている生徒の保護者に対応していただくような形にはなるかと思います。

その地元の事業者との連携でございますが、今回、そのプロポーザル方式でやるというのは、一つそういうメリットがあるかと思います。そういったものを提案してくれる事業者があるかもしれない。もしそういうのであれば、そういったものは判断材料になるのかなと考えてございます。

○設楽健夫委員

制度設計を、もう少し議会のほうにも、きちっとこういう形で進めていくということの制度設計の内容を出してください。

修理関係についても、修理は個人だというふうに言っていますけれども、実際、学校に通っている子どもたちにとっては、どれだけ早くその自転車が正常な状況に戻るのかが一番大切なことであって、その辺は無償レンタルというふうになったとしても、やっぱり子ども、父兄への対応については、一番ベストな形を取っていく必要があると思いますので、その辺を含めた制度設計の概要書でも何でも結構ですけれども、提出していただきたい。

○学校教育課長（仲澤勤君）

制度設計ということで、その仕様というものが今、全てまとまっていないというような状況ですので、この後、プロポーザル方式で臨むわけなので、そこを固めないと臨めませんので、それが固まった段階でお知らせしたいと思います。よろしくお願いします。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

○櫻井繁行委員

課長の答弁にありましたけれども、そもそも論で、この議案審査特別委員会の補正予算を組むに当たって、まとまっていない予算を計上してくるというのは、どういうことですか。

これ、文教厚生委員会でも、僕、申し上げたんですけれども、まるっきりこのレンタサイクルというかシェアリング事業という見立て、甘くないですか。これ、プロポーザルなので委託業者ありきでやっていきますという答弁にしか聞こえないですよ。

これ、どうやってこの補正予算通す気でいるのか、全く理解ができないんですけれども、いかがですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

まさに委員おっしゃられるとおりで、まだまだその詳細、詰め切れていない部分があるというのは否めないところではございます。

今後、そういったものについても、その先ほど設楽委員からもありましたように、現場の声等を取り入れまして仕様というものを固めていきたいということで、よろしくお願いします。

○櫻井繁行委員

今の今後固めるというお話がありましたけれども、今日議案審査をおそらく1日で終わりますし、最終的には9月26日の最終日に皆さんから、各議員の皆さんから判断いただくと思うんですが、そういった準備ができてないというか、文教厚生委員会から何も進んでいなくて、これをこのまま審議しろというのは、これいかがなのかなと、部長、思うんですよね。

そもそも論の話になっちゃいますけれども、その今年度当初、3月の定例会で684万円の予算計上をした上限3万円の自転車購入費の助成制度、これを1年も施策として取り組まない中で、急激な方向転換だったりとか、そういったところの説明も何もないじゃないですか。この170台のエビデンスもですよ。

当初、この684万円に対しては228人分の、上限3万円にするとそういう計算になると思うんですけども、じゃ、なんで今度は170人に、170台170人に変更になっているのかとか、そういった説明が何もない中で、ただただ6年間2019万6000円の予算計上、皆さん、ご理解くださいというのは、これは明らかな、僕、議会軽視だと思うんですけども、これいかがですか、部長。

○教育部長（坂本重男君）

ただいまご指摘いただきました事業の詳細につきまして、課長のほうから答弁が、まだ決定していないというような部分が実際多い発言であったと、私も感じておりました。

これにつきましては、詳細の部分が、内部で現在、最終段階まで調整がしきれていない部分があるというような点で、そういったことになっておったものと思います。

ただし、骨格としましては6年間で、あと、設楽委員からありました詳細の部分、例えば、ワイヤーの点とか、そういったものについては、基本的には中学生の皆さんに支障がないような形で6年間使っていただくような内容で、予算もそれに合った内容で提案をさせていただいたと考えております。

説明の点で至らない部分があった点については、大変申し訳なかったと感じております。

また、設楽委員さんのほうからも、使い始まってから修理の点など、現在、地元の事業者さんが小まめに対応いただいているような現況もあるというようなことで、どういった事業者でもそういった内容で検討するようというご指摘かと理解しております。そういったご意見いただいた点については、今後、仕様書の中に可能な限り入れさせていただくようなことで調整を進めさせていただければと考えております。

あと、補助事業、今年度新たに補助金で新たな事業というようなことで、自転車を購入しない方には徒歩に対しての助成もするというような内容で、昨年度の予算を上げさせていただいて、今年度5月早々、補助金の取りまとめさせていただいて支出をさせていただきました。ご指摘のように、この事業については、現時点で始まったばかりの事業ということで、1年で終了するというような、半年程度で方向転換ということですが、基本的にはなるべく保護者の皆さんの負担を解消するというような市長の思いもございまして、レンタサイクルに取り組んでいくというような方向が示されたということで、大変一年の補助事業の期間ではありましたが、新たな事業に方向転換をしたというような内容となっております。

説明が不足しているような部分はございますが、どうぞ新たな事業に取り組ませていただければと、事務局のほうでは考えております。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員

もちろんレンタサイクル事業につきまして、シェアサイクリング事業でしょうけれども、もちろん子育て支援とか、市長の、記事にもあったように、ものを大切にする心であったりとか、そういったことは非常に大事なことでありますし、僕ももちろん賛同はしているところです。

ただ、あまりにも本当に見立てが悪い。文教厚生委員会で各委員からの意見に対して、何も改善真摯に受け止めている様子もないですし、設楽委員も熱心に毎日朝のあいさつ運動もされている中で、気づきの点がいっぱいあると思う中で、いろいろアドバイス、もちろん文教厚生委員会の中でもされていましたが、そういったことが何一つ、取り入れなければ取り入れないんでしょうけれども、ただ、答弁にもそういった誠実さが感じられないというのは、やはり少し改善をしていっていただきたいと思うのと、これは提案ですけども、最終的にはこちらの判断になりますけれども、これを一度取り下げて、12月の定例会に上げていただいても、正直言えば、令和6年3月から貸出しをしたいための先行というところが一番ネックになっているところもあると思うんですが、もう少ししっかり事業を、せっかくいい事業なんですから、固めていただいて、皆さんに賛同、理解をいただいて、年に1回の保守点検

も、いつやるのかと、何の答えもないですし、盗難に対してはどういう対象になるのかと、そういうところも全然理解ができていませんし、やはりそういったところでは、僕も一議員として責任がありますから、やはりそういう質問をしようと思うんですね。

だから、これはいつまでやっていても堂々巡りになってしまうので、この程度にしますけれども、ぜひ一度執行部のほうでも考えていただいて、12月の第4回定例会での上程でも遅くはないと思いますので、今後、ご検討いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○教育部長（坂本重男君）

まず、詳細の部分につきましては、確かにまとまってご回答できなかった部分が多々あったということで、これについては大変申し訳ありません。

ただし、提案の時期につきましては、先ほどの資料で来年の4月から、今年度の3月ですね、補正予算上げさせていただいてまして、これで対応をしたいというようなことでございます。

この自転車の数の170台というような見込みで、これにつきましては、新入生分については大体157台で、今年度の補助事業などを参考にしまして、それに10%予備分とか増額分を足させていただいて170台というような見込みでございます。

このレンタサイクルというか自転車を準備する期間が、ある程度の台数になりますので、大体現在、これまで確認した中では、11月程度にはある程度契約をして、準備に、11月ですので、4か月程度かかるのかなというような見立てがございまして、今回の第3回定例会へのご提案というような内容となっております。

この期間につきましても、プロポーザル方式で実施させていただくというようなご説明をさせていただきました。プロポーザル方式の進めるに当たりましても、大体2カ月程度ですか、応募期間と、あと、提案していただく期間などを考えますと、これも相当な期間がかかりまして、あとはもう一点、保護者の皆さんが、自転車の購入というようなことで、大体秋以降から準備を進めるのかなというようなことで、第3回の定例会でお願いしたというような状況でございます。そういった状況でございますので、ご指摘いただきました点については、プロポーザルの仕様をすぐにでも決めていっていかないと間に合わないような状況でもございますので、いろいろご意見いただいた点については、今回、改めて整理をさせていただいて、進めさせていただければなというようなことで考えております。

○櫻井繁行委員

分かりました。

最後にしますけれども、やはり時間がない中でやるならば、やはりしっかりとした準備が必要だと思うんですね。そういったいろんな理由があるのは分かるんですけどもね。

最低限、この定例会最終日までには、設楽委員のおっしゃっていたそのプロポーザル、こういった条件でこういった仕様でこのかすみがうら市が発注をするのかとかいった、そういったものだけは明確に各議員にお示しをいただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

櫻井委員から言われましたとおり、早急に仕様のほうを取りまとめまして、報告させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○小倉 博委員

すみません、1つ私。

ちょっと市内の自転車の組合の協会自体、ちょっとよく分からないですけども、地元の業者が参加するということも、可能性もありますよね。

○学校教育課長（仲澤勤君）

地元のその組合で参加するのか、その個人の事業主さんが参加するのかというのは、ちょっと確認できない部分はあるんですが、地元の方でもこの事業に応募できると考えています。

○小倉 博委員

多分、事前にそういう応募の書類を出すと思うんですけども、地元が優先できるような方向になれば最高かと思うんですけども、その辺の進め方として、よく周知してほしいと思います。

○学校教育課長（仲澤勤君）

プロポーザル方式で提案の競争ということになるんですが、その中で、先ほどから地元の業者は当然地元をよく知っているということで、これまでも取り扱ってきたということもございますので、そういった面を含めて提案していただければと思います。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

○櫻井健一委員

今回170台で200万円のリース料みたいなことなんですよ。170台を設定しているんですか。その自転車のリースの台数ということでは。

○学校教育課長（仲澤勤君）

シェアリング事業の資料の1ページにございますとおりの車両台数、5番目のところでございます、170台ということで、新7年生を中心の想定で、この数値につきましては、本年度、自転車の補助事業を見立てたときの数値と同じ考え方で積算してございます。

○櫻井健一委員

ということは、来年は340台のリースになる。で、3年後には510台のリースになるというような考えなんですか。1、2、3使える、7、8、9年生で、新しく入ってくる方にリースしていくということは、そういうことになってくると思うんですけども、そうすると、そのリース料というのは年々、これが掛ける3になっていくというような考えでいいんですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

委員の見立てのとおり、その3年間でということで、来年は7年生、再来年度も新7年生ということで、学年が上がっていきますと、3年たつと7、8、9年生全てがそろふということです。表の裏のページ、2ページにあるとおり、3年間の事業でそれぞれを6年間で回していくという形になります。

○櫻井健一委員

ということは、最終的にはこの事業というのは、年間600万円の事業になってというか、生徒が増えたり減ったりすると思うんですけども、それによって増やす台数も変えたりという対応をしていく中での提案ということでよろしいんですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

来年度はこの台数で進めたいということで、その次年度以降については当然入学者の数も変わってきます。

また、この見立ての数値がございましたが、これも来年度の実績で、これほど借りる方がいないのであれば、再来年度は数値を減らすというようなことで、予算の提案はさせていただく形になるかと思えます。

○設楽健夫委員

先ほど櫻井委員のほうからもありましたけれども、整理して出させていただくということね。

プロポーザル、プロポーザルというふうに言っていますけれども、その仕様といいますか、自転車の、例えば6年間保証だとか、あるいは点検はどういう内容を条件にするとか、あるいは修理はどういうふうにするとかということについては、教育委員会のほうで、今の学校の子どもたちと業者の状態をよく把握して、そして設計をして、この条件でということで仕様書を出さない限り、相手がどんな話を出してくるのか分からない段階でいいものを選ぶという進め方ではいけないと思うんですけれどもね、いかがですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

そのプロポーザルに臨むに当たっては、基本的な仕様という部分は固めていくわけでございます。

また、それ以上についての提案というのは、業者側からある可能性があるということでございますので、その辺については、事業を阻害しないような要因であれば、それは採用するというような内容で考えてございます。

○設楽健夫委員

最後にしますけれども、その仕様をしっかりとしないと、自由競争でやっていくわけでしょう。入札、プロポーザルにしても、その判断の基準がしっかりとしないと、これは進めていく上で大混乱になりますよ。そのことをよろしくお願いします。

○岡崎勉委員

教育長にお聞きしたいんですけれども、ちょうど中学生という一番成長時期の高い時期ですよ。それで、今、言ったように、自転車が同じような大きさの自転車で、その子どもたちも大きくなったり、小さい人もいると思うんですけれども、安全管理面はどうなんですかね。教育長、どういうふうに思いますか。

○教育長（井坂庄衛君）

ただいま委員がおっしゃった内容ですけれども、やはり子どもは成長、それぞれ違いますよね。そういった意味で、本来であれば選択ができるほうがよろしいかと思うんですが、今回のこのリース事業については、その辺はまだ詳しいところまでいっていませんので、先ほど課長が言ったように、基本的には1つの形に絞っていくというような状況ですけれども、今後、検討する内容ではあるかなと、私は考えています。

○岡崎勉委員

一番は、もし事故があったりなんかしたとき、誰が責任を取るかというのが問題だと思うんですよ。自転車のその会社じゃなくて、そういうふうに指示したところが責任を取るような形になったときは、教育長も大変じゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺はどのように考えていますか。

○教育長（井坂庄衛君）

万が一のことがあった場合の責任問題となると、やはり普通の自転車を買っていただいた状況と同じにはなると思うんですね。ただ、リース事業を進めているのが市ということですので、その辺の責任問題も変わってくる部分もあるのかなとは、今、考えております。

○石澤正広委員

先ほど来のご答弁とかずっと聞いていて、この事業が大体もう発表になって、時間のない中、逆算していく中で整っていかないというのがよく分かりました。今現在、タイミング的には出さなきゃいけないというようなときには、もう皆さんよく分かるんですけれども、ただ、あまりにも整っていない。

私、聞きたいのは、そもそも子どもたち、父兄、この意見というのは、どこで聞いたんでしょうかね。これ、リースになると、子どもたちが自分で、好みのだとか様々あるでしょう。で、一番最初借りる人

はいいですよ。その後、3年間使って、男の子だと大体ボロボロにしちゃいますよね。それをまたちょっと直して使うということに抵抗あるということもあるんじゃないかと思うんですよね。そういったことも想定しながら、本当は制度設計していかなきゃいけないのに、あまりにも時間ない中、駆け足でここまで来ちゃったというのが現実なのかなって。

なので、これもうちょっとこれから練って行って、先ほどの話だと26日の前までには出してほしいと。そういう中で、教育部だけで考えるんじゃなくて、実際に子どもたちを預かっている学校、その人たちと交えて設計をしていかないととまらないと思うんですよね。その辺、どうでしょうか。

○教育部長（坂本重男君）

大分、先ほど来、仕様の点でご説明できていない部分もございます。

ただ今ご意見ありました危険性の、2巡目の方に貸し出す際の点検につきましては、可能な限り新しいものに、安全性が確保できるようなことで、タイヤやチューブ、ブレーキ周、ブレーキインナー、ブレーキアウター、あとは、先ほど話ありましたが、ワイヤーとかチェーンの部分、こういったもので、あと、ライトの玉の交換やほとんどの部分が、新たな形でさせていただくようには考えているところではございます。あと、施錠の機械なども必要なのかなとか、ある程度細かいところまではできてきているような状況でございます。

できましたら26日までに基本的な部分をお示しさせていただいて、教育委員会としても、先ほど岡崎委員さんからもありましたように、事故の面とかそういった部分も補償する必要があるというようなことで、基本的には設楽委員からありましたTSマーク、これは年に1回やるということと、定期点検は実際行くと。あとは、2回目に移行する場合は、移行する期間がちょっと短くなるんですが、それは事前にできるものは準備をしておいて、新たな形で貸し出しをさせていただくというようなことで、なるべくご負担、ご迷惑をかけないような形でということでは考えておりますので、26日までに詳細の部分をお示しさせていただけるかと思います。よろしく願いいたします。

○石澤正広委員

ありがとうございます。

先ほど、いろんなパーツを交換するとありましたけれども、子どもたちに一番なのはサドル、椅子、あれは交換してあげないと、きっと女の子が男の子の乗っていたのは嫌だとか様々あると思うんですね。誰が乗っていたというのは分からないでしょうけれども。その点は細かなところもちょっと見ていただいて、いろいろまとめていただきたいと思います。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩取りたいと思います。

3時40分から再開いたします。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 3時32分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時42分]

次に、第6号 専決処分事項の承認を求めることについての後、市民部の所管に係る部分を議題いたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（根本和幸君）

地域コミュニティ課長のほうから説明させていただきます。

○来栖丈治委員長

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○地域コミュニティ課長（齋藤裕之君）

それでは、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて、ご説明いたします。

議案集は22ページ、概要書は5ページをご覧ください。

概要書のほうで説明させていただきます。

3の地域安全対策に要する経費の空家応急措置工事51万5000円でございます。

田伏にあります管理不全空き家が倒壊寸前の状況でありまして、近隣住民からの苦情もあり、危険性と緊急性において解体が妥当と判断しまして、令和5年8月10日に専決処分をさせていただきました。

内容につきましては、田伏710番地1、建物未登記の物件で、昭和31年に新築したものでございますが、地権者死亡により管理不全空き家になっていました。既に空き家が傾いた状態でありまして、柱1本で空き家を支えている状況でした。物件が私道及び耕作物、田作、稲作に隣接し、倒壊と直接の被害が及び危険性並びに緊急性を考慮し、かすみがうら市空家等対策の推進に関する条例第11条応急処置の条例に基づきまして解体するものでございます。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域コミュニティ課に対する質疑等がございましたらば、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

これは代執行ということになるんですか。それとも、これも例えば代執行の場合の条件というのは、どういうふうな条件だとこういう代執行がなされるわけなんですか。

○地域コミュニティ課長（齋藤裕之君）

従来ですと代執行に該当することになるんですが、もう建物自体が傾いていて、もうすぐに倒れそうな状態であります。それが倒れますと、道路を通る車に危険を及ぼすというようなことで、普通ですと代執行で1年から1年半をかけてやる事務手続なんですけれども、4月の段階で分かりまして、代執行には間に合わないということで、条例の範囲内、応急処置ということが該当しまして、法律相談もしてきました。その上で、緊急性と危険性を伴うということで、代執行よりも条例に基づいて行ったほうが良いというような判断に至りました。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

これ、登記はされていないということでしたよね。その所有者は明確になっているということ。

○地域コミュニティ課長（齋藤裕之君）

未登記物件でありまして、家の所有者は税務課のほうで分かっておりましたので、代理人のほうに連絡を取って指導、それから勧告等もしてまいりました。その中で、こちらの要求にも対応してくれないというようなことで、期限が迫っていますので、条例の条文を用いて執行をしたということです。

○設楽健夫委員

そのほかにもこういう建物はあるんですけども、今、応急措置という方法があるということは初めて知りましたが、そういう対応ができるというふうに理解してよろしいんですね。

○地域コミュニティ課長（齋藤裕之君）

通常ではできないことです。これは本当に危険性がものすごく高いという判断で、普通だったら代執行でやるのが通常でございます。

だから、ほかの物件も同じようにできるということではありません。これは特別な例だと思っていたきたいと思います。

○設楽健夫委員

分かりました。

それについては、私も確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第46号 かすみがうら市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（根本和幸君）

補足説明はございません。

○来栖丈治委員長

それでは、地域コミュニティ課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

改正前の規定によりなされた指導または勧告については、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条よりなされたものとみなすというふうになっているんですが、これちょっとよく分からないので、これの説明していただけますか。

○地域コミュニティ課長（齋藤裕之君）

命令手続を経ない緊急時の代行執行が設立されて、市町村長に財産管理人の請求を求め、その財産管理人が空き家等の管理処分を行えるようになるということの内容でございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）のうち、市民部の所管に係る部分を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございますか。

○市民部長（根本和幸君）

地域コミュニティ課長のほうからご説明申し上げます。

○来栖丈治委員長

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○地域コミュニティ課長（齋藤裕之君）

それでは、地域コミュニティ課所管の補正予算について説明させていただきます。

議案集では41ページ、概要書は15ページになります。

議案集で説明させていただきます。

まずは、2款1項8目、生活安全対策費の01生活安全対策事業、0102の地域安全対策に要する経費で、18空家解体撤去補助金の100万円でございます。これは、当初予算でも管理不全の空き家の解体に関する補助金として、工事費の2分の1を限度とします限度額50万円を補助するもので、2件分100万円を当初予算では予算計上させていただきましたけれども、現在、その倍の4件の申請がございます。不足金が生ずることから、残り2件分の100万円を計上させていただきました。

次に、9目、地域振興費の01自治振興事業、0101自治振興に要する経費で、下大津地区コミュニティ施設整備工事8372万1000円でございます。これは、6月の定例会で、下大津地区コミュニティ施設の実施設設計の計上をさせていただきましたが、これに基づきまして、旧下大津地区公民館の解体及び地産飼育場の解体、ムービングハウスの基礎工事等の費用でございます。

最後に、0103千代田公民館移転に要する経費で、現在の千代田公民館の機能と図書館の機能です。これを旧志筑小学校へ移転するための経費の一部1194万4000円を計上させていただきました。主な経費は、施設の改修、修繕工事が885万2000円でございます。工事概要は、出入口の改修、スロープの設置、雨漏り箇所の防水及び床のフローリング補修でございます。そのほかは、図書館の移転作業一式と、図書館のテーブルカウンター等の備品等の購入でございます。

ほかには、情報政策課のほうから情報機器の関係の補足説明があります。

○情報政策課長（稲生政次君）

今回の千代田公民館移転に伴う経費の中で、情報関連機器の移転が伴いますので、それに関する経費となります。

まずは、12節の無線環境整備委託でございますけれども、こちらについては、現在、千代田公民館で使用しています職員用のネットワークを移転するための設定等になります。また、フリースポットといわれまして、市民がお使いになります無線環境についても同様に移転となりまして、内容としましては、

全教室または特別教室で使えるような形に整備を行うものです。

また、14節の施設改修補修工事のうち、移転に伴います回線の移転の工事費が、合計で5万1810円が含まれております。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域コミュニティ課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○環境保全課長（越渡貴之君）

議案第50号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）に係る環境保全課所管分についてご説明させていただきます。

議案概要書につきましては16ページ、議案集につきましては42ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目環境保全対策費、01環境保全事業、0102環境保全推進に要する経費となります。内容でございますが、特定外来生物処分等委託としまして、アライグマなどの処分に係る費用となります。当初予算としまして500頭の処分費を計上しましたが、今年度の実績は、7月末で355頭となっており、昨年度の同時期と比較しまして約26%増となっております。増加率から推定いたしますと、年度末には800頭近くの試算となりますので、追加の処分費用といたしまして198万円の増額補正をお願いするものでございます。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、続いて環境保全課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

0102の特定外来生物支援業務委託とありますけれども、特定外来生物というのはどういうものですか。

○環境保全課長（越渡貴之君）

特定外来生物は、市内で確認されているのは、アライグマ、クビアカツヤカミキリなどがおります。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○市民課長（小山久生君）

市民課所管の補正予算につきまして、ご説明いたします。

議案集は41ページ、議案概要書のほうは、タブレット端末でご覧のとおりとなります。

歳出の2款3項1目、02戸籍住民基本台帳等事業の0202住民基本台帳事務に要する経費でございます。

12節コンビニ交付事務委託18万6000円でございます。内容につきましては、マイナンバーカードの普及促進に伴い、住民票や印鑑証明などのコンビニでの取得が増加したため、コンビニ交付1件ごとに事業者にお支払いする手数料の増加が見込まれるものでございます。

続きまして、議案集の42ページ、12節住基ネットC S及び統合端末アプリ導入業務委託29万7000円でございます。内容につきましては、住基ネットのセキュリティー情報収集機能を導入することによりまして、これまで、コンピューターウイルスが検知された際、各窓口の機器をそれぞれ確認する必要がございましたが、事前に設定された端末1台で全ての機器のウイルス検知ログの把握が可能になるものでございます。

続きまして、議案集の42ページ、5款1項1目、02勤労者福祉施設管理運営事業の0202番、働く女性の家管理に要する経費の14節空調設備更新工事242万円でございます。内容につきましては、今年8月上旬に、働く女性の家の1階研修室、3部屋ございますが、こちらの空調設備が故障したものでございます。既存の機器3機分の撤去及び3機の新設を実施するものでございます。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、続いて市民課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第49号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

消防本部から、特に補足説明等はございませんか。

○消防長（片岡修君）

ありません。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、予防課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて、総務部の所管に係る部分を議題といたします。

総務部から特に補足説明等はありませんか。

○総務部長（中泉栄一君）

詳細の説明につきましては、検査管財課の岩井課長が説明をさせていただきます。

○来栖丈治委員長

それでは、続いて説明を求めます。

○検査管財課長（岩井雄一郎君）

それでは、承認第6号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、検査管財課所管の部分について説明をさせていただきます。

議案集では22ページの中段の上、概要書は5ページをお願いいたします。

2款1項5目、右端の説明欄、0201千代田庁舎管理に要する経費257万4000円になります。内容といたしましては、6月2日深夜から3日未明にかけての降雨によりまして、千代田庁舎東側職員駐車場のアスファルト舗装の表面を流れる雨水が水止めのアスカーブを乗り越え、土手の法面を越水する事案が発生いたしました。原因といたしましては、既設U字溝の勾配の変動及び越水箇所での排水施設の未整備が考えられるものでございます。今後の同程度の降雨に対するため、既存U字溝19.6メートルの改修及び新たにU字溝14.4メートル、集水柵1基を新設いたしまして、法面への越水を防止する修繕工事を実施するものです。

また、この工事につきましては、秋の降雨の時期に迅速に対応するために、専決での補正予算とさせていただきます、現在、工事を進めているところでございます。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、検査管財課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

もう既に工事は発注したということですか。

今、工事は取りかかっているということですか。

○検査管財課長（岩井雄一郎君）

現在、取りかかっております。8月21日で契約をしてございます。

○佐藤文雄委員

工期はいつまでですか。

○検査管財課長（岩井雄一郎君）

8月22日から11月9日まででございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第50号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務部の所管に

係る部分を議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（中泉栄一君）

説明につきましては、検査管財課財産総括室神野企画監から説明をさせていただきます。

○総務部企画監（神野厚君）

それでは、議案第50号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）のうち、本室所管の部分につきましてご説明いたします。

お手元の議案書41ページをお開きください。また、議案概要書につきましては15ページをご覧ください。

2款1項5目、説明欄の02庁舎等財産管理事業の上から2段目になります。行政機能移転に要する経費につきましては、本市の下稲地内に位置する千代田ショッピングモール内におきまして、令和5年12月に閉店を予定しています既存の物販店舗を改修し、新庁舎として整備するための設計業務に要する経費としまして1443万2000円を補正するものでございます。

○来栖丈治委員長

それでは、検査管財課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○総務部長（中泉栄一君）

説明につきましては、税務課の小泉課長からご説明を申し上げます。

○来栖丈治委員長

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○税務課長（小泉一司君）

議案第50号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明いたします。

議案集41ページの下段をお開きください。

歳出になります。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課費、市税賦課事務事業、12節委託料198万円増額になります。令和6年度課税分から、市県民税の特別徴収税額通知、納税義務者用について、従業員に対して、電子的に送付することができる事業所が、特別徴収税額通知、納税義務者用を電子的に送付を求めた場合には、市は、e L T A X地方税ポータルシステムを介して電子的に通知を行うため、住民税システムへの導入作業の経費44万円です。また、令和6年度課税分から、森林環境税が課税開始され、市県民税均等割と併せて賦課徴収するため、住民税システムの改修作業の経費121万円です。さらに、たばこ税の申告が、紙での申告のみでしたが、電子申告手続を可能とするため、e L T A X地方税ポータルシステムへの導入作業の経費33万円を計上するものです。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、続いて税務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

森林環境税課税というのは、これ、県のほうの関係ですか。

○税務課長（小泉一司君）

平成31年度の税制改正において、令和6年度分課税分から個人市県民税均等割5,000円と併せて森林環境税1,000円を賦課徴収いたします。合わせて6,000円となります。

森林環境税は国税となります。森林環境税課税と市県民税均等割を併せて市のほうで賦課徴収するので、平成31年度の税制改正で改正されておりますので、令和6年度から課税開始となります。

○佐藤文雄委員

勘違いしたんだけど、これ課税、森林環境税が国税ということになれば、こういう業務委託について国からの助成はないんですかね。

○税務課長（小泉一司君）

市で徴収した森林環境税は、県のほうに払い込み、翌月の末日までに、県のほうが国のほうに払い込むことになっています。

そして、国より森林環境譲与税ということで、市町村に森林環境の整備の財源として、交付税として交付されるようになっております。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第45号 かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（中泉栄一君）

特に補足説明はございません。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

新型コロナウイルス感染症に関する特殊勤務手当、これは幾らなんでしょうか。

それで、その支給総額は幾らだったのでしょうか。

○総務課長（羽成英明君）

新型コロナウイルス感染症に係る手当の額ですけれども、患者のものにかかっては、1日につき1,500円。または、運送した車両の掃除作業、除去作業については1,000円というようなことになっています。

実績といたしましては、令和3年度はトータルで17万1000円、令和4年度は84万5500円、令和5年度については、現在、7月までで20万5000円という状況になっています。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はありませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

特に補足説明はありません。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子育て支援課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

本紙では、こういう問題については、現実には発生しているのでしょうか。

もし、本市でこういう例があるんだったら教えていただけますか。

○子育て支援課長（関克明君）

本市におきましては、今いる支援員の方で資格を持っていない方がおりますので、今後、研修を受けていただいて支援員の資格を取っていただくというようなことで、今回、改正するような内容でございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

それでは、討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号 かすみがうら市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

特に補足説明はございません。

○来栖丈治委員長

それでは、子育て支援課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）のうち、保健福祉部の所管に係る部分を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

詳細につきまして、子育て支援課長より説明いたします。

○来栖丈治委員長

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○子育て支援課長（関克明君）

子育て支援課所管の補正予算につきまして、ご説明いたします。

議案概要書は16ページになります。議案集は40、42ページになります。

歳入からご説明いたします。

16款2項2目4節、児童福祉費補助金、保育対策総合支援事業費補助金105万6000円でございます。保育所等におけるICT化推進等事業でございまして、民間保育所などに交付する補助金に要する経費に対して、国から交付される補助金でございます。

続いて、歳出をご説明いたします。

3款2項4目、01児童福祉施設維持管理事業、01民間保育所に要する経費、18節負担金補助及び交付金、保育対策総合支援事業費補助金144万6000円でございます。内容につきましては、2つほどございまして、1つは、園児の登降園管理の機能を有するシステム導入の経費でございまして、業務のICT化により、園児が登園したときや降園する場合に、システムにおいて管理を行うことで、保育士の業務負担を軽減するものでございます。登降園システムにつきまして、補助率、国が5分の3、市が5分の1、事業者5分の1でございます。2つ目としまして、保育計画及び保護者との連絡に関する機能を有するシステム導入の経費でございまして、保育園と保護者の連絡手段のデジタル化を進めることで、迅速な情報共有が可能となります。保護者との情報システムでございますが、補助率、国が2分の1、市が4分の1、事業者が4分の1。市内の民間保育園に交付する補助金について、補正を行うものでございます。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子育て支援課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第50号に対する質疑が全て終結いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○櫻井繁行委員

賛成なんですけれども、先、反対があれば。よろしいですか。

それでは、議案第50号ですよね、令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）については、まずはここで賛成の立場で討論というかお話しをさせていただきますが、もちろん各担当課、しっかり説明をいただいて、おおむね賛成をする立場でございます。もちろん一般会計の補正ですから、基本的には全て賛成という立場ですが、ただ1点、皆様もご承知のように、（仮）の通学用自転車シェアリング事業、これは債務負担行為補正2109万6000円、その中でも補正で今回、組んでいるのは、12事業ですよ。通学用自転車無償化シェア事業委託28万1000円というところでございますが、あまりにも、せっかくいい事業にあるにもかかわらず、あまりにも制度設計が甘い、答弁も甘い、見立ても甘い、そういったところは、各委員の皆様からも、質問の中での答弁で感じ取れたと思います。こういったところは、議会最終日、我々が判断するのは9月26日の最終日の議場でということになってくるとと思いますが、そこはしっかりと見守りつつ、期待を込めまして、私の立場としては、この議案第50号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）については、まずは賛成の立場で討論させていただき、条件つきという形にはなりますが、そういった形で賛成の立場でのお話しをさせていただきます。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号 令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

詳細につきまして、介護長寿課、川原場課長よりご説明いたします。

○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

それでは、議案第51号 令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明させていただきます。

議案概要書は18ページになります。

まず、歳入の部分になります。

議案集は50ページになります。

8款1項1目1節の繰越金でございます。129万3000円の増、こちらにつきましては、前年度繰越金となります。

続きまして、歳出になります。

議案集のほうは51ページになります。

7款1項2目、償還金、01国庫支出金等返還に要する経費129万3000円の増でございます。こちらにつきましては、令和4年度地域支援事業交付金の実績の精算によりまして、支払基金のほうに返還分となっているものでございます。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてのうち、議会事務局の所管に係る部分を議題といたします。

議会事務局から特に補足説明等はございませんか。

○議会事務局長（金子俊文君）

ご苦労さまでございます。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

議案概要書が4ページから5ページでございます。議案集のほうでご説明いたします。議案集22ページをお願いいたします。

1款1項1目、議会費、右側説明欄になります、02市議会運営事業、0206市議会百条委員会に要する経費159万1000円の補正でございます。内容といたしましては、百条委員会設置に伴いまして、法的アドバイスを受けるための弁護士等の委託でございます。内容といたしましては、弁護士相談等に要する職員の旅費1万円、次に、参考人費用弁償ということで、百条委員会に出頭をお願いする証人及び参考人等に対して支給する旅費7万5000円でございます。7,500円の10人分を見込んでございます。次に、参考図書等の消耗品が6,000円、郵送料で1万1000円でございます。次に、弁護士法的助言業務委託ということで、98万7000円でございます。こちらが弁護士費用ということでございます。最後に、市議会会議録作成業務委託で50万2000円でございます。合計で159万1000円の補正でございます。

百条委員会開催に当たりまして、早急な予算が必要なため、令和5年かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）により専決処分とさせていただいたものでございます。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、議会事務局に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

以上をもって、承認第6号に対する質疑が全て終結いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号 調停の申立て等についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（根本和幸君）

環境保全課長のほうからご説明申し上げます。

○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○環境保全課長（越渡貴之君）

議案第61号 調停の申立て等について、ご説明をさせていただきます。

議案概要書、議案集につきましては、追加提出の形となっておりますので、そちらをご覧ください。

本件は、住民監査請求に基づく監査結果を尊重し、負担金を支出していないことから、霞台厚生施設組合と主張が並行している状態となっております。

本市は、その解決手段といたしまして、茨城県自治紛争処理委員会へ調停を申し立てることとしました。

申立ての理由でございますが、解散した一部事務組合の旧焼却施設の解体は、使用していた自治体で解体しており、霞台厚生施設組合の旧焼却施設だけを例外とする特段の理由はないことなど、当該事業の妥当性、公平性の点で認められないことにあります。

申立て後の遂行方針としまして、示された調停案が適当と認める条件である場合には、和解することが出来るものとしておりますが、訴訟についても、最終的な方策として記載しております。

調停案の受託に際しましては、かすみがうら市議会と霞台厚生施設組合の議会におきまして、審議の上、議決いただくことになります。

○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、環境保全課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、ここで執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。〔午後 4時36分〕

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時36分]

以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録の作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

以上をもって、令和5年第3回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散 会 午後 4時37分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 来 栖 丈 治